

佐賀県商業エリア集客イベント事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、物価高騰による消費の冷え込みが懸念される中、商店街等商業エリアに人を呼び込み、地域商業を活性化するためのイベント等自発的な取組みを実施する事業者に対し、予算の範囲内において、佐賀県商業エリア集客イベント事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。なお、同補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年（1955年）法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年（1955年）政令第255号。以下「令」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小・小規模企業者（個人事業者を含む。以下「中小・小規模企業者等」という。）

中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号で規定する中小企業者とし、次のいずれかに該当する中小企業は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(2) 地域活性化団体

商店街等商業エリアに人を呼び込み、地域商業の活性化を目的として活動する、任意に組織された団体をいう。

(3) 商業エリア

令和8年度佐賀県プレミアム付商品券・クーポン券発行支援事業費補助金の採択を受けた商店街、商工団体、業界団体等に所属する店舗等が所在する地域または同地域まで人の回遊が見込めると知事が認める地域をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げるアからオまでのいずれかに該当すること

ア 中小・小規模企業者等

イ 商店街、商工団体、業界団体等

ウ NPO法人

エ 地域活性化団体

オ その他、知事が適当と認める事業者等

(2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。地域活性化団体の場合は、その構成員等が確認できること。

(3) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

- (4) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 佐賀県内に主たる事業所又は活動の拠点を有していること。
- (6) 次に掲げるアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - ウ 政治団体
 - エ 宗教上の組織若しくは団体
 - オ アからエまでに掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないとし事が判断する者

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (2) 法令遵守上の問題を抱える者

（補助対象事業）

第4条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、対象となる商店街等商業エリアへの回遊・個人消費を喚起することで地域商業の活性化を図るために実施するソフト事業とする。

（補助対象経費及び補助率）

第5条 補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

2 補助事業者が国、地方公共団体又はその他民間団体による本補助金以外の補助金申請を行っている場合、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとし、申請は佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年佐賀県条例第28号）第3条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 前項の電子情報処理組織で使用する電子計算機は、自治体向け LGWAN 対応 WEB フォーム サービス LoGo フォームを指定する。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 5 補助事業者は、第1項の申請をしようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助目的及び効果に関係しない程度の事業計画の軽微な変更であって、補助金額に変更を及ぼさない場合は、この限りでない。
- （3）補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付商第1251号）のとおり県内企業と契約するように努めること。
- （4）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
- （5）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （6）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

3 前項第4号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止又は廃止承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、補助事業遂行の状況について、知事の要求があったときは、事業の遂行状況報告書を作成し、提出しなければならない。

2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第4号のとおりとする。

（事故の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又

は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5号による事故報告書を県に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、補助金交付決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は当該会計年度の2月19日のいずれか早い日までとする。

3 第6条第5項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

4 第6条第5項ただし書きにより交付を申請した補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 この補助金は、知事が必要と認めるときは概算払で交付するものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第8号（精算）のとおりとする。

3 規則第15条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第9号（概算）のとおりとする。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、第7条第1項各号に掲げる交付の条件を満たさないことが明らかとなった場合、同条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び以下に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく県の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助対象者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 補助対象者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助対象者及び補助金の交付を受けた者が第3条第2項及び同条第3項に該当する者であることが明らかとなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助事業の経理等)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を揃え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日に属する年度の終了後 5 年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第 15 条 補助事業者は、規則第 4 条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を県の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表 1 (第5条関係)

対象事業	商店街等商業エリアへの回遊・消費喚起を促すためのソフト事業 具体的な経費項目及び内容については別表2に定めるとおりとする。
補助率 補助上限額	補助対象経費(別表2)の3分の2以内 補助上限額: 100万円 ※補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる。

別表 2 (第5条関係)

補助対象経費(経費項目ごと)

交付決定日から令和9年2月19日までに完了した経費とする。

なお、証拠書類等によって支払金額等が確認できる経費に限る。

経費項目	内容
広報費	事業を効果的に実施するために必要な広告宣伝に要する経費
印刷製本費	事業実施に必要なパンフレット・リーフレット、商店街マップ等の印刷製本に関する経費
委託料	事業実施に必要な経費のうち、補助事業者が直接実施することが困難なもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
使用料	事業実施に必要な場所や施設等の利用にかかる経費
賃借料	事業実施に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
補助人件費	事業実施に必要な補助員(アルバイト等)に係る経費 (例) 契約書等により補助員の業務の内容を明らかにした上で、補助員が当該事業以外にも従事実績がある場合は、業務日誌を備え、当該事業の従事時間が明らかである場合に限る。
消耗品費	事業実施に必要な物品(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費
その他	その他、知事が事業実施に必要な経費と認めるもの

※いずれも、補助事業以外の事業と明確に区分できるものに限る。